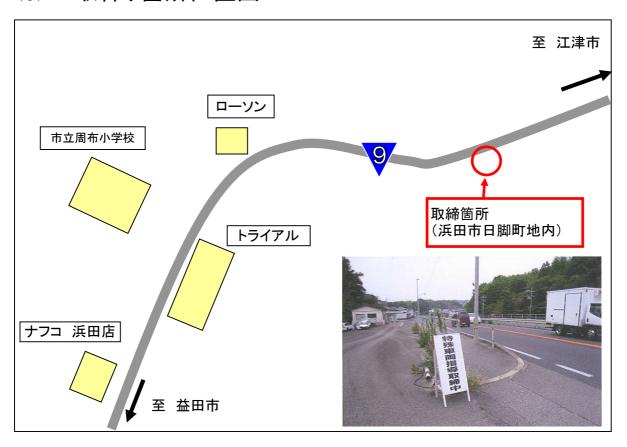
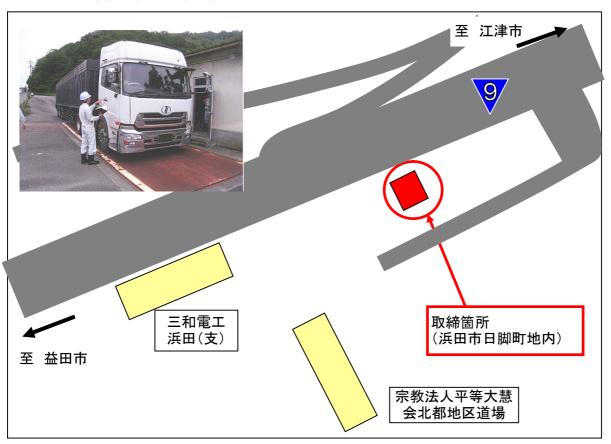
※1 取締り箇所位置図



※2 取締り箇所詳細図



大型トレーラなどの「特殊車両」の通行には、道路管理者の許可 が必要です。

特殊車両通行許可制度とは?

大型トレーラーなどの「特殊車両」は、大型貨物や大量の貨物を輸送するために必要な車で、私たちの暮ら しに大変役立っています。

この「特殊車両」は重量が重く、寸法も大きいため、他の通行車両に迷惑をかけないように通行したり、道路を傷めないように、通行には、道路管理者の許可を受けて、ルールを守って通行することが道路法で定められています。(道路法第47条の2第1項)

下記の基準値をひとつでも超えると「特殊車両」です。 Rさ 12.0m M 2.5m 高さ 3.8m 最近 10.0t 最初回転半径 12.0m

申請手続について

「特殊車両」を通行させようとするときには、通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。

申請を受け付けた道路管理者は、「特殊車両」の通行の可否について審査を行います。

通行可能と判断された場合は、道路管理者から通行条件とともに許可証が交付されます。

許可証は通行時、必ず許可に係る車両に備えつけが必要です。

ルール違反車両が道路に及ぼす影響

道路が傷められる原因のひとつとして、無許可や通行条件違反で通行することがあげられます。このルール違反の車両が、非常に大きな比率を占めている状況にあり、道路や橋に与える影響は多大です。特に、重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。











橋の裏面の様子(床版)

舗装のわだち掘れ

舗装のひび割れ

ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。

ご案内 \int オンライン申請の紹介や体験ができるホームページが公開されております。一度、ご覧になってください。http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR